

第23回 下呂市上下水道運営委員会資料

下水道使用料金の算定について

令和4年5月20日
下呂市役所環境水道部上下水道課

下水道使用料金算定について

前回資料より・・・

・基本料金だけの改定では、基本料金は極めて高額になり少量使用者の負担が大きくなります。逆に、超過料金だけの改定では、大量使用者へ大きな負担をかけることになります。

・今回の改定は、使用水量の大小に関わらず負担増を求めることとし、基本料金、超過料金とも改定することとします。

改定(案)作成にあたっては、以下の条件を付与して作成しました。

- ・基本料金は、少量使用者の負担を考慮して、2倍以下となるよう設定。
- ・超過料金は、基本料金を設定したうえで、使用料収入全体が50%増となるよう設定。
- ・下水道処理施設の特性(大量になればなるほど効率的に処理できる)から、大量使用者の負担増は少なくしたい。

よって、改定(案)として、下表のとおり基本料金を3,000円に上げ、超過料金も上げることとします。

下水道使用料金改定(案)

基本水量 (m³)	基本料金 (円、税抜き)	超過料金 (円/m³、税抜き)	使用水量ごとの使用料金(円、税込み)								
			15m³	20m³	30m³	50m³	100m³	300m³	500m³	1000m³	1500m³
10	3,000	195	4,373	5,445	7,590	11,880	22,605	65,505	108,405	215,655	322,905
現料金対比(倍)	1.75	1.36	1.64	1.57	1.51	1.45	1.41	1.38	1.37	1.37	1.37
現料金との差額(円)	1,285	52	1,700	1,986	2,558	3,702	6,562	18,002	29,442	58,042	86,642

現在の下水道使用料(1ヶ月当たり)

基本水量 (m³)	基本料金 (円、税抜き)	超過料金 (円/m³、税抜き)	使用水量ごとの使用料金(円、税込み)								
			15m³	20m³	30m³	50m³	100m³	300m³	500m³	1000m³	1500m³
10	1,715	143	2,673	3,459	5,032	8,178	16,043	47,503	78,963	157,613	236,263

ただし、改定(案)は大幅な改定のため緩和措置として2段階による改定を検討します。

改定1段階目(案)

基本水量	基本料金	超過料金	15m ³	20m ³	30m ³	50m ³	100m ³	300m ³	500m ³	1000m ³	1500m ³
10	2,400	170	3,575	4,510	6,380	10,120	19,470	56,870	94,270	187,770	281,270
現料金対比(倍)	1.40	1.19	1.34	1.30	1.27	1.24	1.21	1.20	1.19	1.19	1.19
現料金から増額(円)	685	27	902	1,051	1,348	1,942	3,427	9,367	15,307	30,157	45,007

改定2段階目(案)

基本水量	基本料金	超過料金	15m ³	20m ³	30m ³	50m ³	100m ³	300m ³	500m ³	1000m ³	1500m ³
10	3,000	195	4,373	5,445	7,590	11,880	22,605	65,505	108,405	215,655	322,905
1回目から増額(円)	600	25	798	935	1,210	1,760	3,135	8,635	14,135	27,885	41,635
現料金対比(倍)	1.75	1.36	1.64	1.57	1.51	1.45	1.41	1.38	1.37	1.37	1.37
現料金との差額(円)	1,285	52	1,700	1,986	2,558	3,702	6,562	18,002	29,442	58,042	86,642

・改定時期(案)は、1段階目を令和6年4月検針分からとし、2段階目は今後審議していただく水道料金改定を考慮して決めたい。

・また、1段階目、2段階目とも改定時期における社会情勢、経済情勢を考慮して決めたい。

下水道使用料金改定(案)

基本水量 (m^3)	基本料金 (円、税抜き)	超過料金 (円/ m^3 、税抜き)	使用水量ごとの使用料金(円、税込み)								
			15 m^3	20 m^3	30 m^3	50 m^3	100 m^3	300 m^3	500 m^3	1000 m^3	1500 m^3
1段階目 10	2,400	170	3,575	4,510	6,380	10,120	19,470	56,870	94,270	187,770	281,270
2段階目 10	3,000	195	4,373	5,445	7,590	11,880	22,605	65,505	108,405	215,655	322,905

現在の下水道使用料(1ヶ月当たり)

基本水量 (m³)	基本料金 (円、税抜き)	超過料金 (円/m³、税抜き)	使用水量ごとの使用料金(円、税込み)								
			15m³	20m³	30m³	50m³	100m³	300m³	500m³	1000m³	1500m³
10	1,715	143	2,673	3,459	5,032	8,178	16,043	47,503	78,963	157,613	236,263

(参考)近隣自治体の下水道使用料金(令和元年10月現在)

	基本水量	基本料金	超過料金	使用水量ごとの使用料金(円、税込み)									
	(m^3)	(円、税抜き)	(円/ m^3 、税抜き)	15 m^3	20 m^3	30 m^3	50 m^3	100 m^3	300 m^3	500 m^3	1000 m^3	1500 m^3	
※ ※	高山市	10	1,300	130～190	2,145	2,860	4,290	7,590	16,940	58,740	100,540	205,040	309,540
	飛騨市	10	2,000	110～270	2,805	3,410	4,620	7,920	18,920	70,620	130,020	278,520	427,020
	郡上市	15	2,400	170～190	2,640	3,575	5,445	9,185	18,975	60,775	102,575	207,075	311,575
	恵那市	20	3,600	165～230	3,960	3,960	5,775	9,845	20,460	69,410	120,010	246,510	373,010
	揖斐川町	－	4,000	－	(基本料金＋(400円×世帯人員))×1.1								

※2ヶ月分の料金

(参考)合併浄化槽維持管理費(税込み、年間費用。一例)

- 5人槽 保守点検費20,000円前後、清掃費30,250円、法定検査費9,000円。計59,250円(設置初年度。以降は54,750円) ≒ **4,563円/月**)
- 7人槽 保守点検費20,000円前後、清掃費32,604円、法定検査費9,000円。計61,604円(設置初年度。以降は57,104円) ≒ **4,759円/月**)
- 10人槽 保守点検費20,000円前後、清掃費41,800円、法定検査費9,000円。計70,800円(設置初年度。以降は66,300円) ≒ **5,525円/月**)

※合併浄化槽の人槽の規定は別紙「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準」による。

使用料体系表

(1 か月当たり・税抜き)
() 内は前段階使用料との差額

			現行	新使用料体系 (円 / ㎡)	
				第 1 段階 R3.3 月 検針分から	第 2 段階 R4.3 月 検針分から
基本使用料 (円) 水量区分 (㎡)			850	950 (+100)	1100 (+150)
一般用	現行	改定後			
	基本水量	1 ～ 10	0	10 (+10)	25 (+15)
	11 ～ 20	11 ～ 20	90	120 (+30)	130 (+10)
	21 ～ 30	21 ～ 30	100	130 (+30)	140 (+10)
	31 ～ 40	31 ～ 40	105	140 (+35)	150 (+10)
	41 ～ 50	41 ～ 50	115	150 (+35)	160 (+10)
	51 ～	51 ～ 100	120	160 (+40)	170 (+10)
101 ～ 200		165 (+45)		180 (+15)	
201 ～		170 (+50)		190 (+20)	

			現行	第 1 段階	第 2 段階
湯 屋 用	基本使用料 (円)		8000	8150 (+150)	8250 (+100)
	水量区分(㎡)				
	現行	改定後	0	5 (+5)	5
	基本水量	1 ～ 200			
	201 ～	201 ～	40	40	45 (+5)
一 時 用	基本使用料 (円)		1205	1350 (+145)	1450 (+100)
	水量区分(㎡)				
	現行	改定後	0	170 (+170)	190 (+20)
	基本水量	1 ～ 10			
	11 ～	11 ～	120	(+ 50)	

改定は、使用料の急激な増加を抑制し、使用者の負担緩和を図るため 2 段階で行います。1 段階目は令和 3 年 3 月検針分から、2 段階目は令和 4 年 3 月検針分から実施します。

改定は 2 段階で実施します

問い合わせ 上下水道経営課 (☎ 8516407)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急措置として、令和 2 年 12 月検針分から予定していた下水道使用料の改定を延期し、令和 3 年 3 月検針分から改定(値上げ)します。

下水道使用料の
改定(値上げ)を
令和 3 年 3 月検針分
からに延期します

将来にわたり安定的な サービス提供のため

公共下水道は、家庭や工場から排出される汚水・雑排水を処理し、きれいな水として川や海に流すことで水環境を良好にし、清潔な生活環境を提供しています。

これまでも、恒常的な費用の削減と使用料収入の増加に向けた取り組みなど経営基盤の強化や、投資の合理化などに努めてきましたが、現在の経営状況は、本来使用料で賄うべき汚水処理費用に対して使用料収入が不足し、10 億円を超える一般会計からの繰入金による補填(ほてん)により事業運営を行っている非常に厳しい状況です。

このようなことから、将来にわたり安定的な下水道サービスを提供するため、下水道使用料を改定します。使用者の皆さんに負担をお願いするだけでなく、さまざまな経営健全化の施策に引き続き取り組んでいきますので、ご理解とご協力をお願いします。

改定による影響額

汚水量		10 m ³ / 月	20 m ³ / 月	30 m ³ / 月	500 m ³ / 月	1000 m ³ / 月
イメージ						
現行使用料 (円)		850	1750	2750	5 万 8950	11 万 8950
改定後 (円)	第 1 段階 (差額)	1050 (+200)	2250 (+500)	3550 (+800)	8 万 1950 (+2 万 3000)	16 万 6950 (+4 万 8000)
	第 2 段階 (差額)	1350 (+300)	2650 (+400)	4050 (+500)	9 万 650 (+8700)	18 万 5650 (+1 万 8700)
		1.58倍	1.51倍	1.47倍	1.53倍	1.56倍

※表中は 1 か月当たりの金額です。実際の請求は 2 か月ごとに行います。

表の金額の他、水道料金、消費税相当額が加算されます。水道料金の改定はありません。

広報春日井 令和 2 年 7 月 15 日号

2

新型コロナウイルス感染症の影響により、中止・延期になる場合があります。詳しくは、主催者、各施設に問い合わせてください。
【公共施設等利用時のお願い】☒外出前に体調のチェックをし、体調が良くないときは、無理せず自宅で静養しましょう
☒必ずマスクの着用をお願いします☒入館時に手指の消毒をしてください☒3密は避けましょう



お知らせ

会議の公開

◆地域自立支援協議会

障がい福祉課(☎85-6213)

時 3月16日(火)午後2時から

場 文化フォーラム春日井 定 10人(先着順)

申 3月2日(火)から、障がい福祉課へ

◆教育委員会定例会

教育総務課(☎85-6436)

時 3月17日(水)・4月14日(水)午後1時30分から

場 市役所教育委員会室

定 各10人(先着順)

申 当日午後1時から、教育総務課へ

◆生涯学習審議会

文化・生涯学習課(☎85-6446)

時 3月25日(木)午前10時から

場 文化フォーラム春日井 定 10人(先着順)

◆地域包括支援センター運営等協議会

地域福祉課(☎85-6187)

時 3月26日(金)午後2時から

場 市役所第3委員会室 定 10人(先着順)

成年後見制度出張相談会

高齢者・障がい者権利擁護センター(☎82-9232)

時 3月24日(水)午後2時～4時

場 レディヤンかすがい

内 高齢者・障がい者権利擁護センターと(一社)コスモス成年後見サポートセンターの職員が成年後見制度に関する相談に応じる

令和3年度個人市民税・県民税の申告期限延長について 市民税課(☎85-6093)

令和2年分所得税の確定申告および令和3年度個人市民税・県民税申告の期限が4月15日まで延長となりました。延長期間(3月16日～4月15日)に確定申告書を提出した場合、当初の税額決定・納税通知書に申告内容が反映されず、変更決定などの対応となることがあります。また、第1期の納期などに間に合わない場合は、納付回数が少なくなるなど、通常と異なることがあります。 ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

下水道使用料の改定 上下水道経営課(☎85-6344)

令和2年7月15日号広報春日井および1月1日以後の検針時にお知らせした新下水道使用料は、3月1日以後の検針から対象となります。下水道使用料改定の詳細については、市ホームページをご覧ください。

水道水質検査計画の策定

配水管理事務所(☎81-7157)

安全、安心で良質な水道水を供給するため、令和3年度の水道水質検査計画を策定しました。この計画は、配水管理事務所と上下水道経営課、市役所情報コーナー、市ホームページで3月1日(月)から見ることができます。

3月1日～7日は

春の火災予防運動

住宅防火 命を守る7つのポイント

3つの習慣：○寝たばこは、絶対にやめる
○ストーブは、燃えやすい物から離れた位置で使用する○ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

4つの対策：○逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置し、点検する○寝具、衣類やカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する○火災を初期に消すため、住宅用消火器などを設置する○高齢者や体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる



予防課
(☎85-6383)

建築物防災週間

建築物やブロック塀の維持保全を適正に実施することは、思わぬ事故を防いだり、地震や火災などの災害時の被害を軽減します。

建築物の安全性を確保するため、日頃の安全点検を行うなど適正な維持保全に努めましょう。



建築指導課
(☎85-6328)

時 とき 場 場所 内 内容 講 講師 対 対象 定 定員 費 費用 持 持ち物 申 申し込み

合併浄化槽への転換事業について

下水処理場のほとんどが20年を経過し、機械電気設備の更新時期にきていますが更新には多額の費用が掛かります。また、現状では維持管理費さえも料金収入では賅えていません。

下水道事業を継続するためには、特に採算の悪い農業集落排水施設など8処理区を合併処理浄化槽に移行し、下水道施設更新費用及び維持管理費を削減するのが良いと判断しました。

削減される費用等は下表のように試算しています。下水道施設(処理場)を廃止すれば施設更新費用は削減でき、合併浄化槽設置後の維持管理を個人で行えば維持管理費も削減できます。よって、合併浄化槽へ転換する8処理区の下水道接続建物については、下呂市において合併浄化槽を設置し、設置後の維持管理は個人による負担とします。

①合併浄化槽への切替を検討している8処理区を現状のまま維持した場合(8処理区分のみ)

単位:千円

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
施設更新費※	27,534	27,534	27,534	27,534	27,534	27,534	27,534	27,534	27,534	27,534	27,534	27,534	27,534	27,534
施設管理費	29,233	29,233	29,233	29,233	29,233	29,233	29,233	29,233	29,233	29,233	29,233	29,233	29,233	29,233
計①	56,767	56,767	56,767	56,767	56,767	56,767	56,767	56,767	56,767	56,767	56,767	56,767	56,767	56,767

※施設更新費は、8処理区にかかる今後40年間の更新費用総額を平準化した額。

②8処理区を合併浄化槽へ転換する場合

単位:千円

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
施設更新費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設管理費	29,233	26,490	25,539	19,586	15,233	8,567	0	0	0	0	0	0	0	0
浄化槽設置費	46,000	90,000	94,000	106,000	132,000	190,000	0	0	0	0	0	0	0	0
計②	75,233	116,490	119,539	125,586	147,233	198,567	0	0	0	0	0	0	0	0

③現状維持した場合と合併浄化槽に転換した場合の差額

単位:千円

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
単年度差額 計①—計②	-18,466	-59,723	-62,772	-68,819	-90,466	-141,800	56,767	56,767	56,767	56,767	56,767	56,767	56,767	56,767
累計	-18,466	-78,189	-140,961	-209,780	-300,246	-442,046	-385,279	-328,512	-271,745	-214,978	-158,211	-101,444	-44,677	12,090

8処理区の施設維持管理費

単位：千円

処理区						計	R3料金収入 (調定額)
	処理場維持 管理費	水質検査費	マンホールポンプ 維持管理費	汚泥収集 運搬費	動力費 (電気、燃料)		
A、B	1,394			342	664	2,400	1,041
C	248				95	343	172
D	1,533		264	339	816	2,952	2,034
E	2,781	342	232	1,467	1,843	6,665	3,788
F	2,815	482	668	2,233	2,369	8,567	6,328
G	1,321	360	448	1,020	1,204	4,353	2,611
H	1,321	359	340	840	1,093	3,953	2,015
計						29,233	17,989

8処理区内の下水道使用水量の分布

令和4年4月調定分(令和4年3月検針分)

[illegible]

建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準

1. 適用範囲

この規格は、建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準について規定する。

2. 建築用途別処理対象人員算定基準

建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準は、表のとおりとする。ただし、建築物の使用状況により、類似施設の使用水量その他の資料から表が明らかに実情に添わないと考えられる場合は、当該資料などを基にしてこの算定人員を増減することができる。

3. 特殊の建築用途の適用

3. 1 特殊の建築用途の建築物又は定員未定の建築物については、表に準じて算定する。
3. 2 同一建築物が2以上の異なった建築用途に供される場合は、それぞれの建築用途の項を適用加算して処理対象人員を算定する。
3. 3 2以上の建築物が共同で尿尿浄化槽を設ける場合は、それぞれの建築用途の項を適用加算して処理対象人員を算定する。
3. 4 学校その他で、特定の収容される人だけが移動することによって、2以上の異なった建築用途に使用する場合には、3. 2及び3. 3の適用加算又は建築物ごとの建築用途別処理対象人員を軽減することができる。

1 集会場施設関係

イ	公会堂・集会場・劇場・映画館・演芸場	$n=0.08A$
ロ	競輪場・競馬場・競艇場	$n=16C$
ハ	観覧場・体育館	$n=0.065A$

※ A：延べ面積[m²]、C：総便器数¹⁾

2 住宅施設関係

イ	住宅 ²⁾	$A \leq 130$	$n=5$
		$130 < A$	$n=7$
		台所が2ヶ所以上 かつ 浴室が2ヶ所以上	$n=10$
ロ	共同住宅 ³⁾		$n=0.05A$
ハ	下宿・寄宿舍		$n=0.07A$
ニ	学校寄宿舎・自衛隊キャンプ宿舎・老人ホーム・養護施設		$n=P$

※ A：延べ面積[m²]、P：定員[人]

3 宿泊施設関係

イ	ホテル・旅館	結婚式場又は宴会場がある	$n=0.15A$
		結婚式場又は宴会場がない	$n=0.075A$
ロ	モーテル		$n=5R$
ハ	簡易宿泊所・合宿所・ユースホステル・青年の家		$n=P$

※ A：延べ面積[m²]、P：定員[人]、R：客室数

上下水道料金改定スケジュール(案)

※次回以降の開催日は予定日を記載。

上下水道運営委員会	市民への説明等
令和3年10月18日(金) 新委員による初会合。下呂市上下水道事業の概要説明。	
令和3年11月11日(木) 下水道事業の現状と課題説明。下水道使用料金改定の必要確認。	
令和4年4月22日(金) 下水道使用料算定について審議。	
令和4年5月20日(金) 下水道使用料改定について意見取りまとめ。	案策定→6月政策会議
※令和4年7月22日(金) 下水道使用料改定方針説明。 令和3年度決算、事業報告。 水道事業の現状と課題説明。水道使用料改定の必要確認。	
※令和4年9月22日(木) 水道使用料算定について審議。	9月定例会・下水道料金改定報告 9月定例会後・合併浄化槽転換事業説明会
※令和4年10月21日(金) 水道使用料算定について審議。	
※令和4年11月18日(金) 水道使用料改定について意見取りまとめ。	案策定→12月政策会議
※令和5年1月20日(金) 水道使用料改定方針説明。	3月定例会・水道料金改定報告
説明会報告等を兼ねて適時開催	令和5年4月～ 上下水道使用料改定市民等説明会
※令和5年12月未定	12月定例会・上下水道料金改定条例上程
令和6年4月 下水道使用料金改定(1段階目)	